

厚生労働省 令和3年度生活衛生関係営業対策事業費補助金事業

**クリーニング師資格のあり方に関する
調査検討委員会**

報告書

令和4年3月

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

はじめに

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が令和元年度に立ち上げた「クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会」（相澤好治委員長／北里大学名誉教授）では、クリーニング師資格の社会的地位の向上を目的とした様々な提言を行ってまいりました。

令和元年度には、クリーニング団体・企業の従事クリーニング師にアンケート調査を行い、「クリーニング師試験は全国統一にした方が良い」という設問に対し、「はい」との回答が63.5%で約3分の2を占める結果となりました。また、令和2年度には、全国47都道府県衛生主管部局にアンケート調査を行い、「クリーニング師試験の全国統一化について」という設問に対し、42の自治体（89.4%）が「賛成」という結果となり、いずれもクリーニング師試験の全国統一化にむけて、強い要望があることが分かりました。

さらに、令和3年度事業では「クリーニング師試験の運営サポート状況等に関するアンケート調査」を全国47都道府県のクリーニング組合に実施し、クリーニング師試験業務の中で委託されている内容や、事前講習会の有無等について実態を把握するための調査を行いました。

本報告書では、アンケート結果と、このアンケート結果を踏まえて9都府県で行ったクリーニング師試験の現地視察の報告および、3年間の議論の集大成として「クリーニング師の役割の明確化」、「クリーニング師試験の全国統一化」に関しての最終答申を掲載しました。加えて、令和元年度に目標として掲げた、試験問題および感染症関連知識の必須化にむけてモデル試験問題作成分科会で協議した内容も掲載しています。

委員会は令和3年度で終了となりますが、最終答申として提言した、クリーニング師資格の知事免許から厚生労働大臣免許への切り替え、全国一律での試験を実施可能とする指定試験機関の設置の厚生労働省への要望、クリーニング師試験の全国統一化、技能試験についての抜本的な見直しなど、クリーニング師資格のあるべき姿を早期に実現できるよう、今後も全ク連と厚生労働省とで継続して議論してまいります。皆様方には引き続きのご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目 次

はじめに

第 1 部 クリーニング師試験の運営サポート状況等に関する アンケート調査 3

調査概要

調 査 票

集計結果

参 考 令和元年度・令和 2 年度アンケート調査結果（抜粋）

第 2 部 クリーニング師試験 実施状況に関する視察報告 16

第 3 部 クリーニング師資格のあり方に関する提言（最終答申） 19

提 言 1 クリーニング師の役割の明確化にかかる要望・提言

提 言 2 クリーニング師試験の全国統一化にかかる要望・提言

参 考 クリーニング師試験における技能＜実技＞試験について

参 考 モデル試験問題作成分科会報告

クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会 委員名簿

第 1 部

クリーニング師試験の運営サポート状況等 に関するアンケート調査

調査概要

調 査 名：クリーニング師試験の運営サポート状況等に関するアンケート調査

対 象 者：47 都道府県クリーニング組合

調査期間：令和3年9月13日（月）～9月30日（木）

回 答 率：100%

クリーニング師試験の運営サポート状況等に関するアンケート調査票

Q1 クリーニング師試験の運営についてお聞きます

【1-1】試験業務について都道府県より委託されていますか。該当の□に✓を入れてください

- ☐ ①委託されている

☐ 業務委託契約を結んでいる
☐ 業務委託契約を結んでいない

☐ ②委託されていない

【1-2】【1-1】で①を選択した方にお聞きます

・委託されている業務内容について、該当するすべての□に✓を入れてください（複数回答可）

また、派遣している人数も併せてご回答ください

☐ 学科・☐ 技能] 試験問題作成 ▶ [学科_____人, 技能_____人]

☐ 学科・☐ 技能] 試験合格判定基準の作成 ▶ [学科_____人, 技能_____人]

☐ 学科・☐ 技能] 試験採点 ▶ [学科_____人, 技能_____人]

☐ 試験会場受付、誘導案内 ▶ [_____] 人 ☐ 試験監督 ▶ [_____] 人

☐ 試験会場の準備 ▶ [_____] 人 ☐ その他（具体的に／ _____）

・技能試験に関する資材の提供をしていますか。該当するすべての□に✓を入れてください（複数回答可）

☐ アイロン ・ ☐ アイロン台 ・ ☐ 霧吹き ・ ☐ ワイシャツ

鑑別用の ☐ 繊維 ・ ☐ 薬品 ・ ☐ シミ] ☐ その他（具体的に／ _____）

・都道府県から支払いを受けていますか。その場合、支払いが組合宛か、個人宛かを含めて、該当するすべての□に✓を入れてください（複数回答可）。また、詳細についてご回答ください

☐ 日当等 ▶ 一人あたり [_____] 円 / (_____) 日分 ▶ [☐ 組合宛 ・ ☐ 個人宛]

日当額が複数設定されている場合は余白にご記入願います

☐ 会場費 ▶ 総額 [_____] 円 / (_____) 日分

☐ 資材貸出費 ▶ 総額 [_____] 円（内訳、単価等／ _____）

☐ 鑑別試験用の試料作製費 総額 [_____] 円（内訳、単価等／ _____）

☐ その他（具体的に／ _____）▶ [_____] 円 ▶ [☐ 組合宛 ・ ☐ 個人宛]

・組合保有の会場を貸し出した場合の会場の広さや収容人数をご記入ください

広さ [_____] m² 収容人数 [_____] 人

Q2 クリーニング師試験事前講習会についてお聞きます**【2-1】 クリーニング師試験事前講習会を開催していますか。該当の□に✓を入れてください**

- ☐ ①開催している（直近令和_____年度） ☐ ②開催していない

【2-2】 【2-1】で①を選択した方にお聞きます。開催した内容について具体的にお聞かせください

- ・開催回数 [] 回 開催時期 [] 月 時程 [: ~ :]
- ・開催場所 []
- ・受講料 組合員 [] 円 組合員以外 [] 円
- ・受講定員 [] 人

・講習内容について、該当するすべての□に✓を入れてください（複数回答可）

☐ 洗濯物の処理・☐ 衛生法規・☐ 公衆衛生] に関する知識☐ アイロン指導☐ 繊維・☐ シミ] の鑑別☐ シミ の処理方法☐ その他（具体的に／ _____）講師は ☐ 全て外部講師 ・ ☐ 外部と組合混在 ・ ☐ すべて組合]

_____ ▶（外部講師名： _____ 所属： _____）

・講習テキストについて、該当するすべての□に✓を入れてください（複数回答可）

☐ オリジナルで作成☐ 「クリーニングの基礎知識」☐ 「クリーニング技術の手引」☐ 「クリーニング実務 クリーニング師編」（クリーニング師研修用テキスト）☐ その他（具体的に／ _____）

・講習会スタッフ総人員 [] 人

ご協力いただき誠にありがとうございました。ご意見・ご要望がございましたら下欄にご記入ください

アンケート内容や記入方法等などについて、ご不明な点がございましたら以下へお問い合わせください
 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 事務局 TEL：03-5362-7201（平日 10：00～17：00）

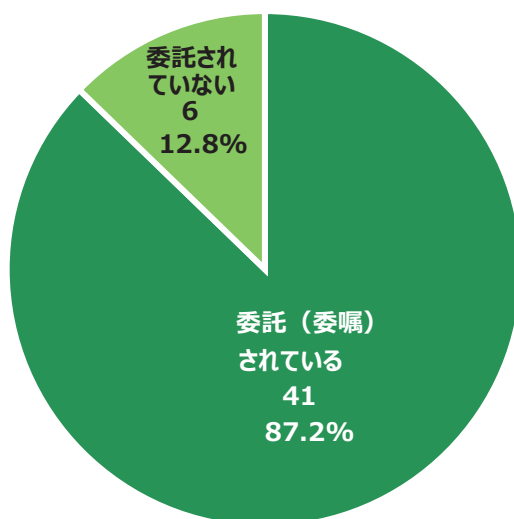
お忙しいところ恐縮ですが

9月30日（木） までにご返信ください

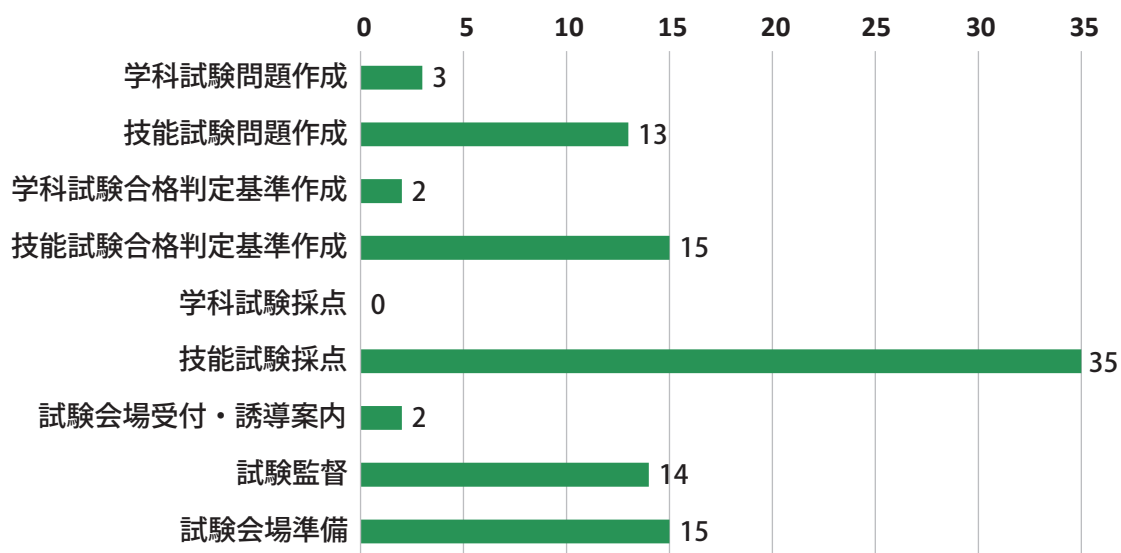
クリーニング師試験の運営サポート状況等に関するアンケート調査／集計結果

Q1 クリーニング師試験の運営について

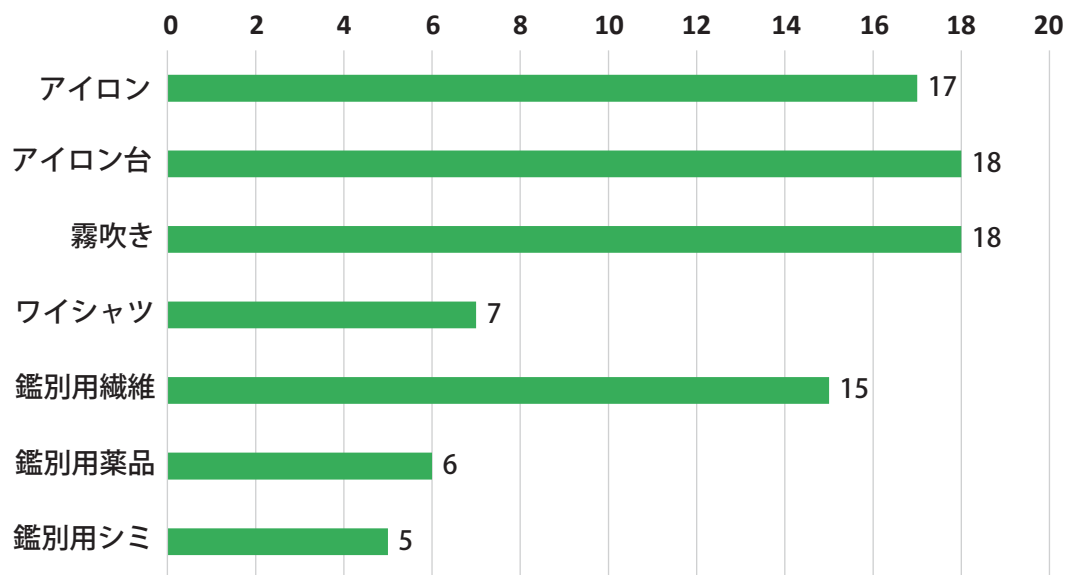
【1-1】 試験業務委託について (n=47)



【1-2-①】 委託されている業務内容（複数回答）

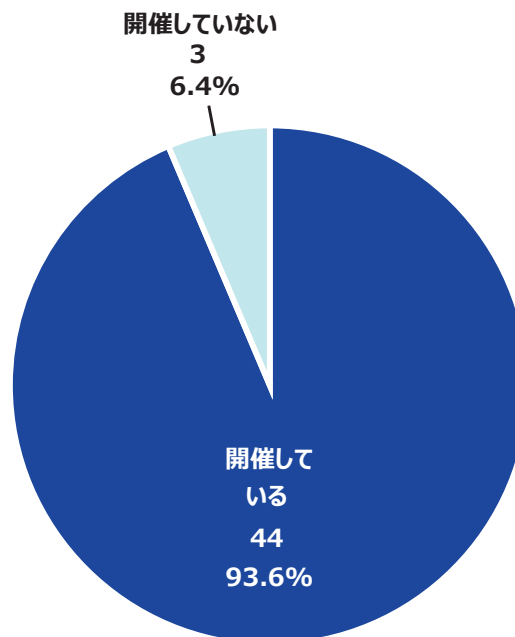


【1-2-②】 技能試験提供資材（複数回答）

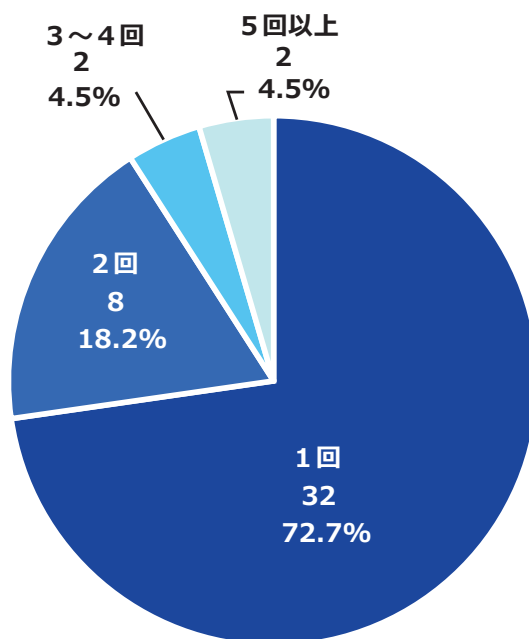


Q2 クリーニング師試験事前講習会について

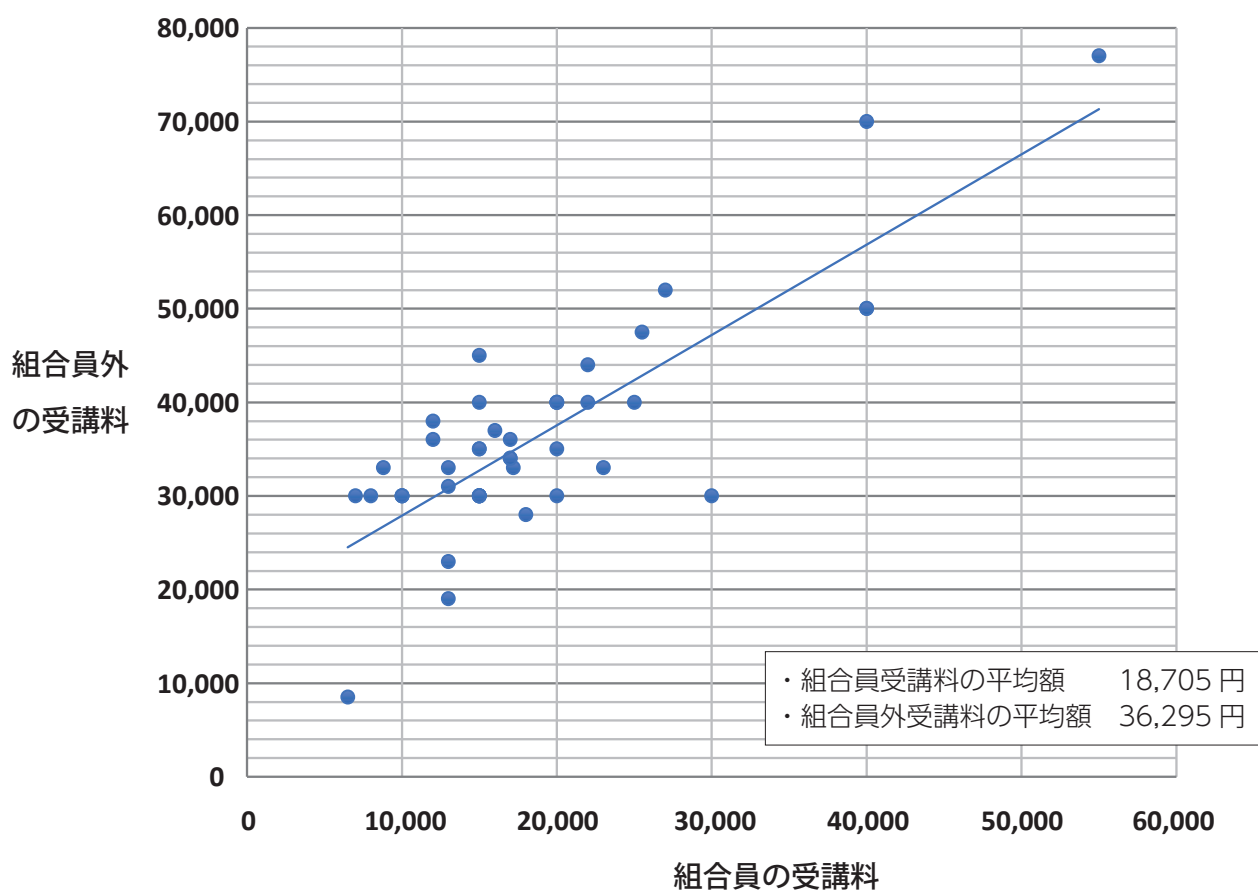
【2-1-①】 事前講習会の開催について（n=47）



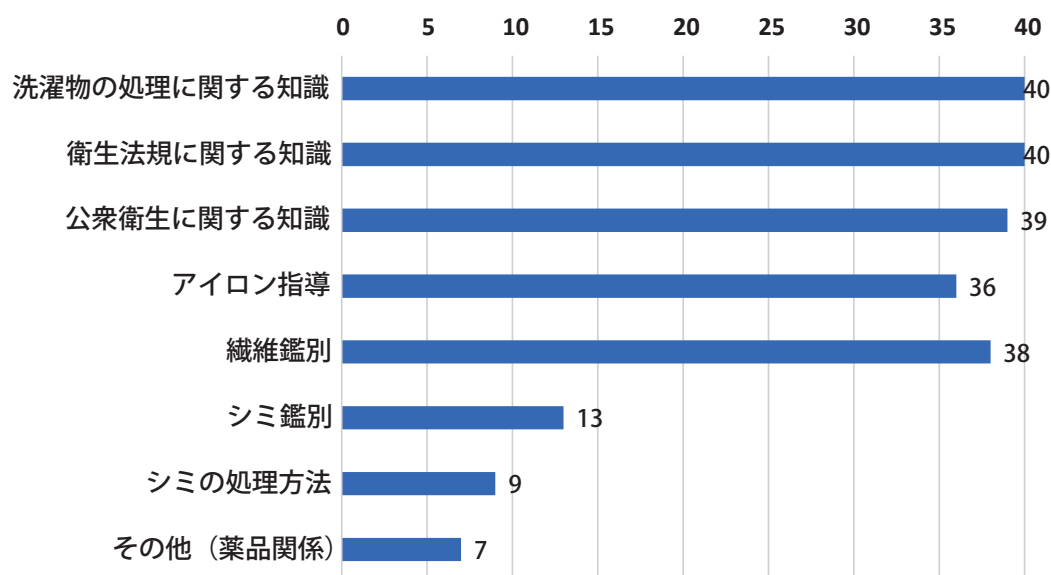
【2-1-②】 開催回数について (n=44)



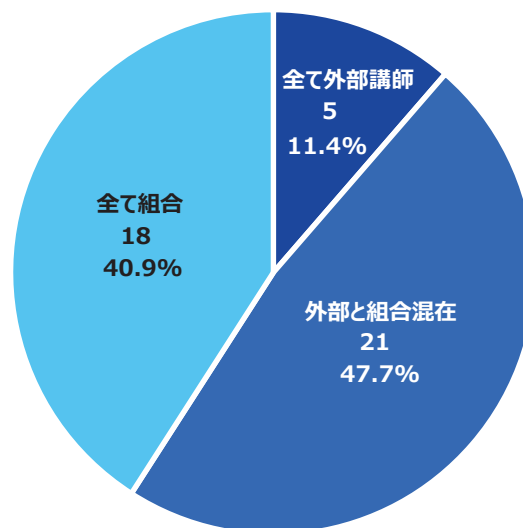
【2-1-③】 講習受講料について



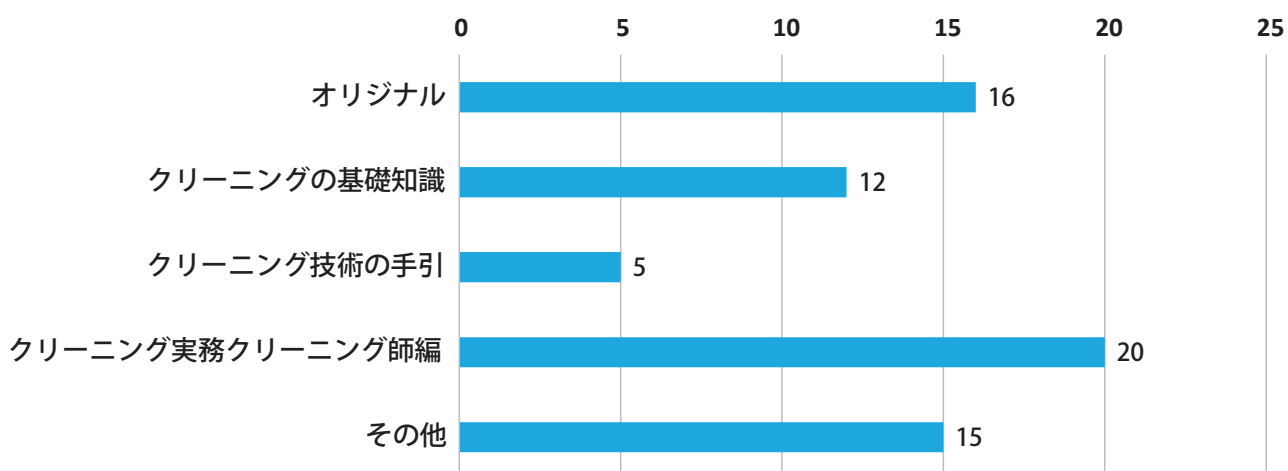
【2-1-④】 講習内容について（複数回答）



【2-1-⑤】 講師について（n=44）



【2-1-⑥】 講習テキストについて（複数回答）



アンケート調査概要

令和元年度調査	令和2年度調査
クリーニング師資格制度に関する 実態・意識調査	クリーニング師試験の実施状況に 関するアンケート調査
対象者 クリーニング関連団体・ 企業の従事クリーニング師	対象者 47 都道府県衛生主管部局 クリーニング師試験担当者
調査期間 令和元年 10 月初旬 ～ 10 月 31 日（木）	調査期間 令和3年 1 月 29 日（金） ～ 2 月 17 日（水）
調査数 配布 2,937 通、回収 1,966 通 回収率 66.9%	調査数 配布 47 通、回収 47 通 回収率 100.0%

アンケート結果

※令和元年度実施／従事クリーニング師向けアンケート調査

- 「クリーニング師試験は全国統一した方が良い」
 …「はい」63.5%、「いいえ」13.0%、「わからない」21.0%、「無回答」2.4%

※令和2年度実施／都道府県 衛生主管部局（クリーニング師試験担当）向けアンケート調査

- 「クリーニング師試験の全国統一化に」
 …「賛成」89.4%、「反対」0%、「どちらとも言えない」10.6%
- 「クリーニング師試験の試験事務の委任について」
 …「委任を検討したい」78.7%、「委任をする考えはない」0%、「どちらとも言えない」21.3%

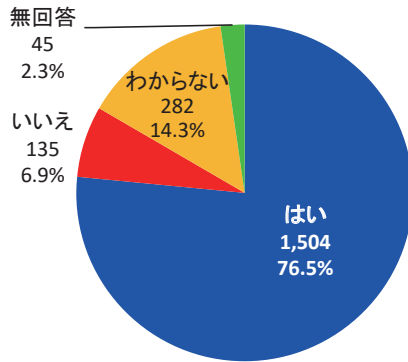
▶ いずれもクリーニング師試験の全国統一化に向けて強い要望、ニーズの存在が判明。

令和元年度アンケート調査結果（抜粋）

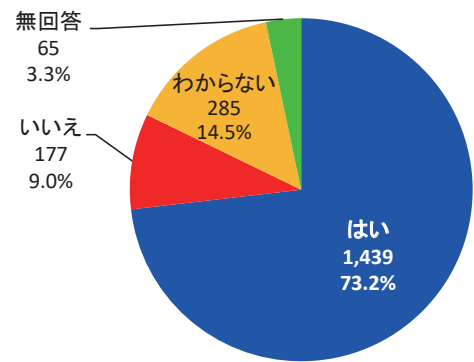
Q6

クリーニング師資格制度の今後に関して、次の設問全てに対し、「1. はい」「2. いいえ」「3. わからない」のいずれかをお選びください。（〇は1つ、n=1,966）

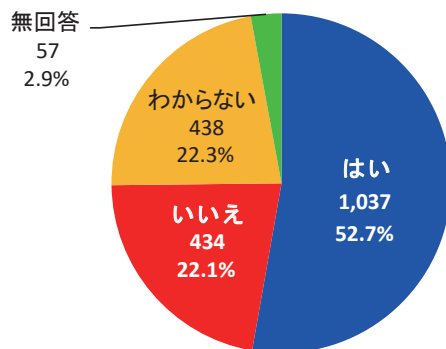
【6-1】クリーニング師の社会的地位をもっと向上させてほしい



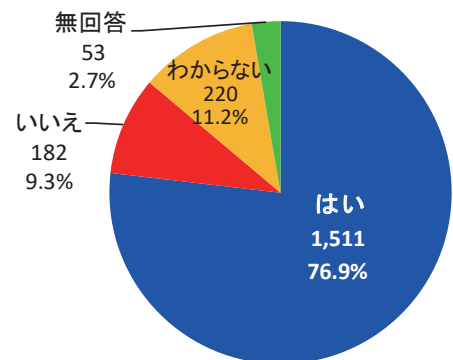
【6-2】クリーニング師の役割や責任を明確にしてほしい



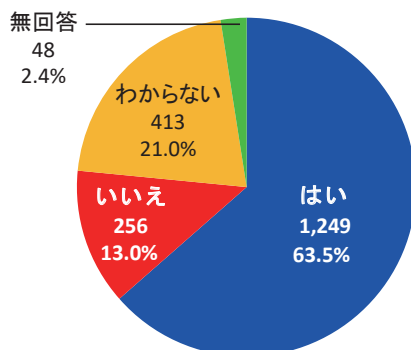
【6-3】ホームクリーニングとそれ以外の資格は別にした方がよい



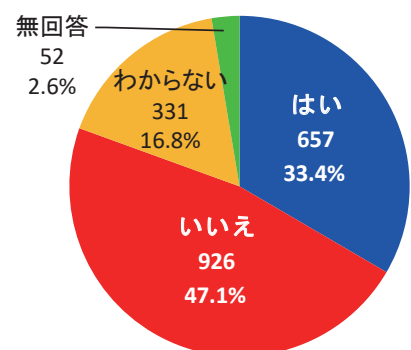
【6-4】一般消費者にアピールできる資格にしてほしい



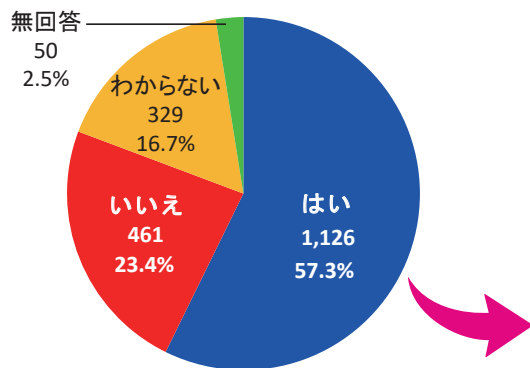
【6-5】クリーニング師試験は全国统一にした方がよい



【6-7】クリーニング師資格は運転免許のように更新制にした方がよい



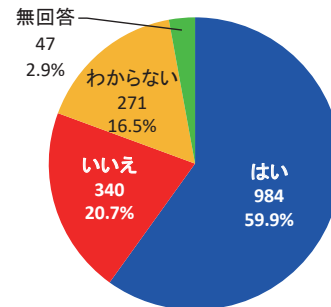
【6-6】 クリーニング師試験のアイロン実技は必須科目にした方が良い



【クロス集計】 クリーニング師試験のアイロン実技の必須科目化×業種

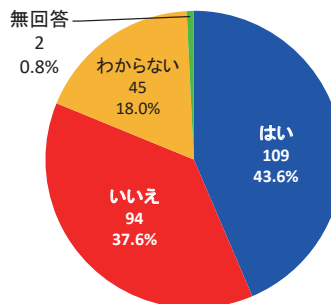
【6-6-H】

ホーム
クリーニング業
n=1,642

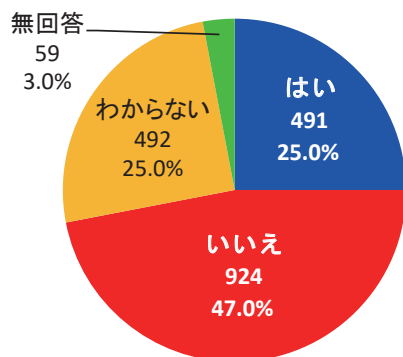


【6-6-L】

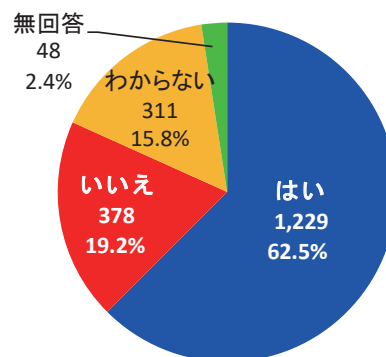
リネン
サプライ業
n=250



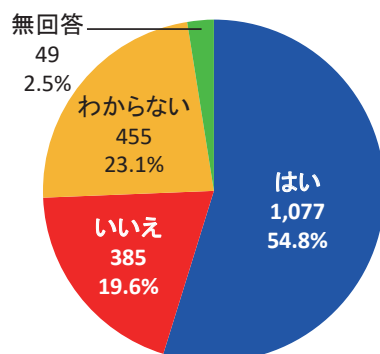
【6-8】 クリーニング師資格制度はもっと簡略化した方が良い



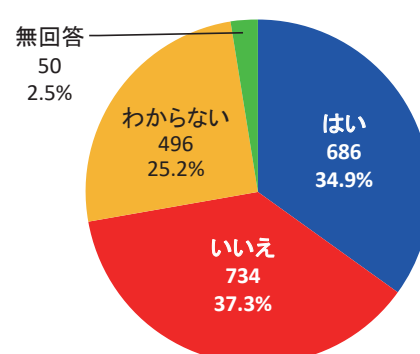
【6-9】 クリーニング師研修は必要な制度だと思う



【6-10】 クリーニング師研修は見直しを行った方が良い

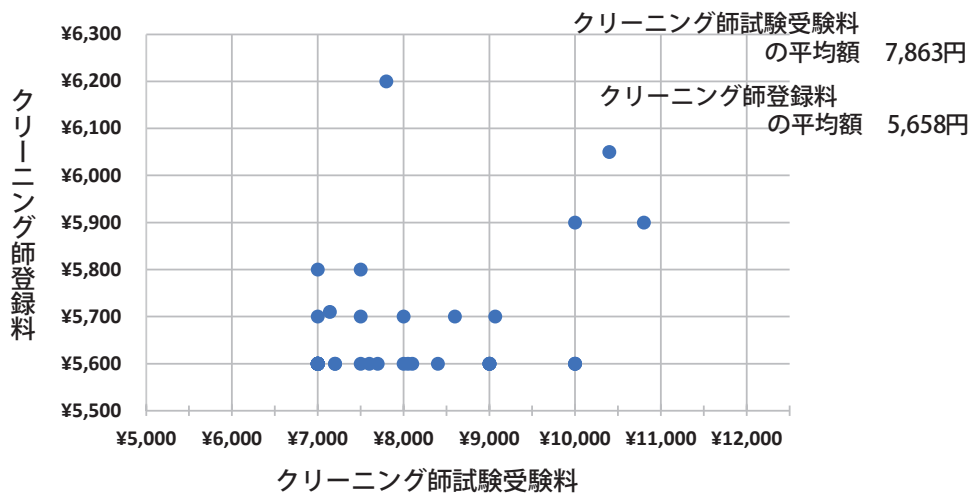


【6-11】 クリーニング師研修未受講者には罰則を設けた方が良い



令和2年度アンケート調査結果（抜粋）

Q3 【3-3】 クリーニング師試験の受験料と登録料（n=47）

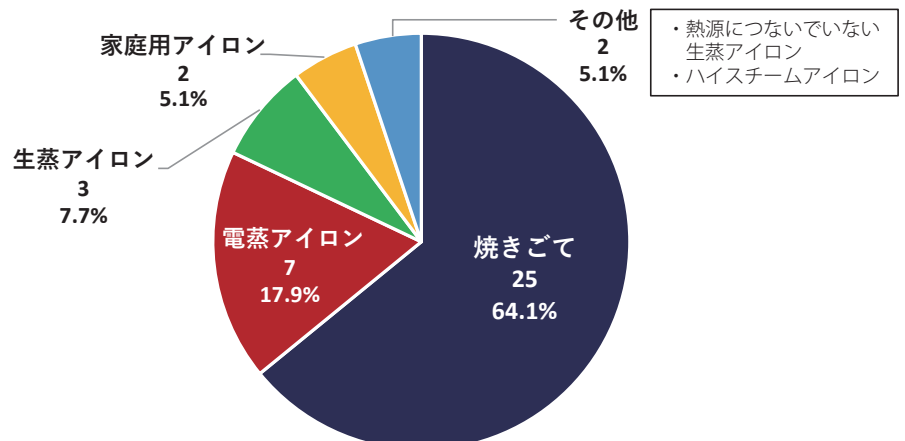
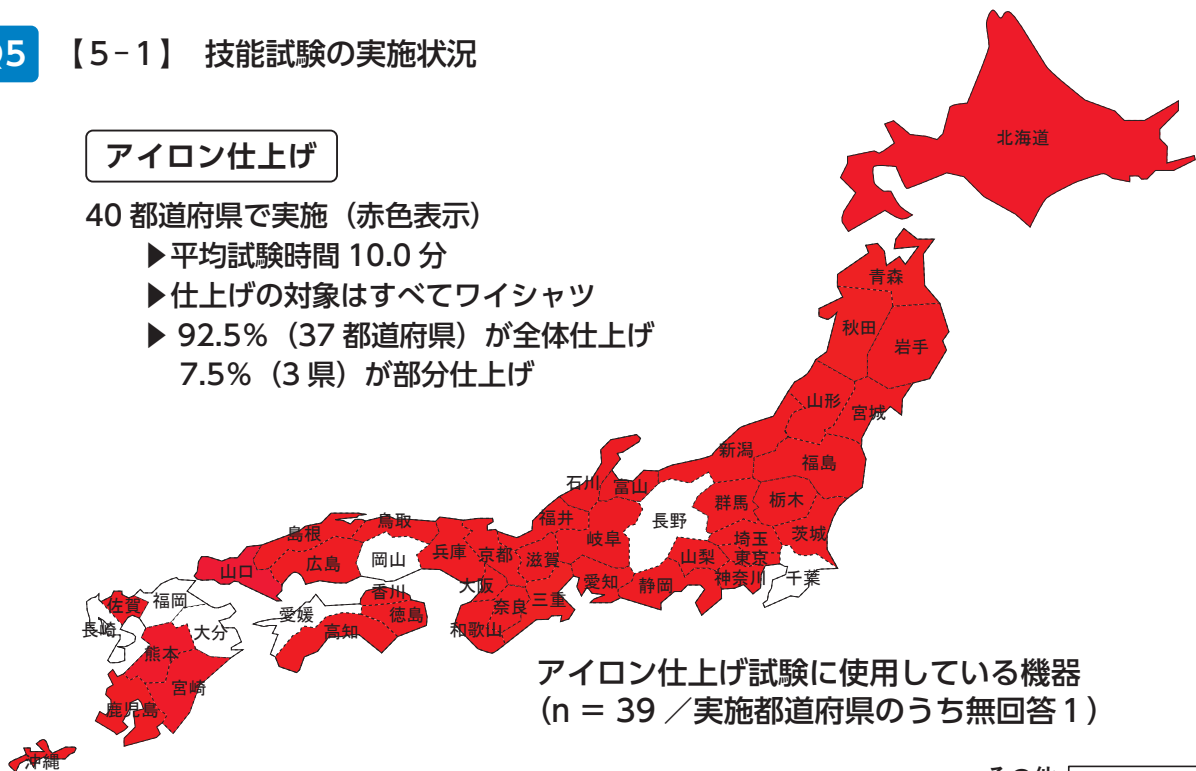


Q5 【5-1】 技能試験の実施状況

アイロン仕上げ

40 都道府県で実施（赤色表示）

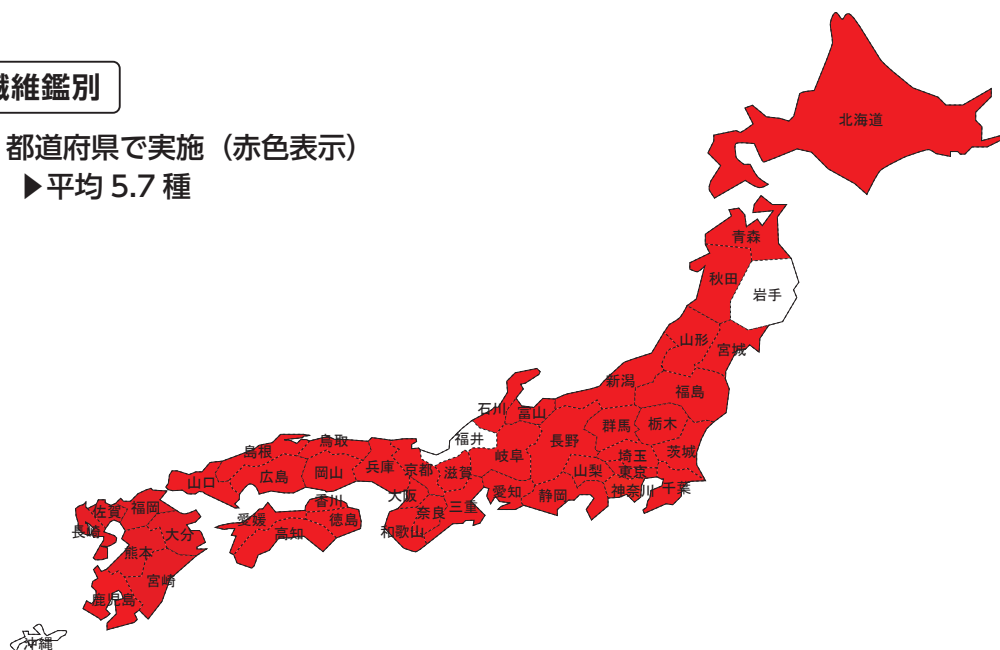
- ▶ 平均試験時間 10.0 分
- ▶ 仕上げの対象はすべてワイシャツ
- ▶ 92.5%（37 都道府県）が全体仕上げ
7.5%（3 県）が部分仕上げ



繊維鑑別

44 都道府県で実施（赤色表示）

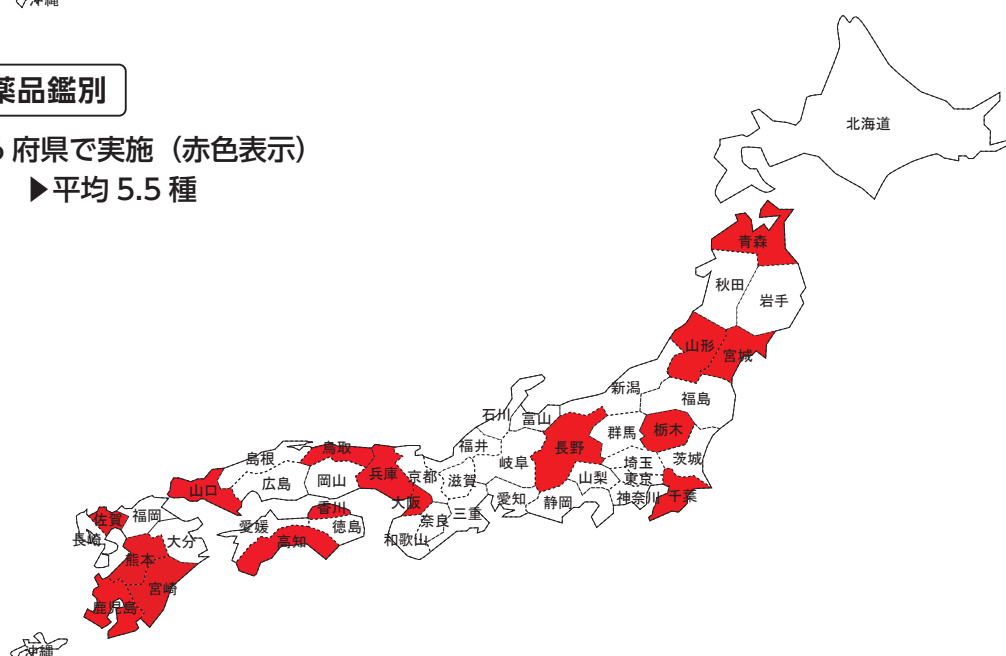
▶平均 5.7 種



薬品鑑別

16 府県で実施（赤色表示）

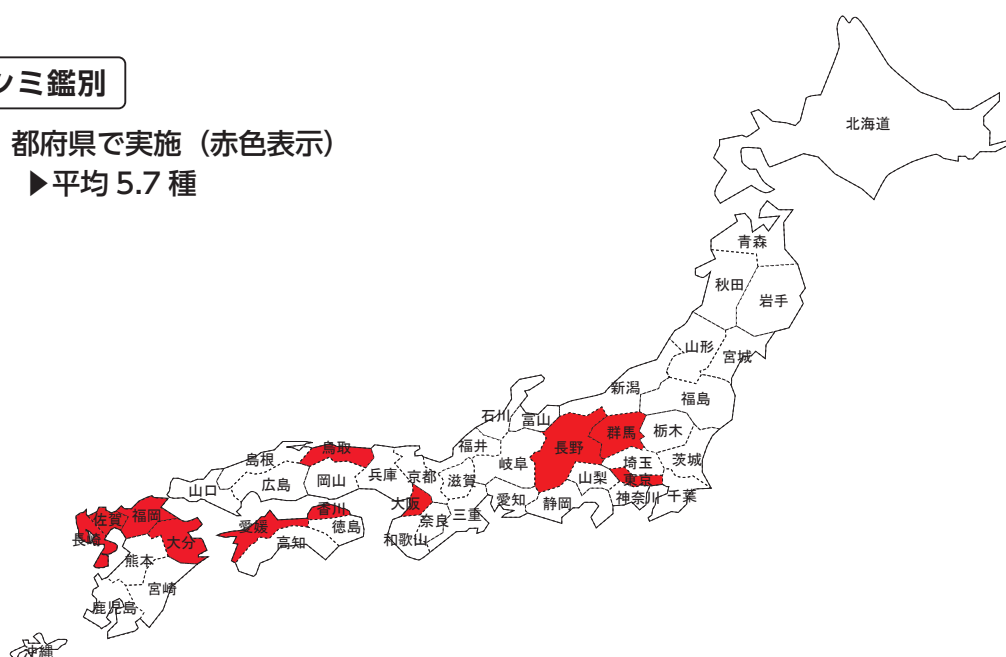
▶平均 5.5 種



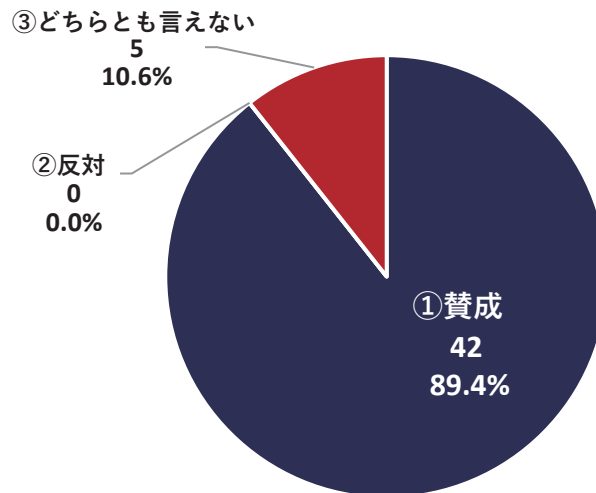
シミ鑑別

11 都府県で実施（赤色表示）

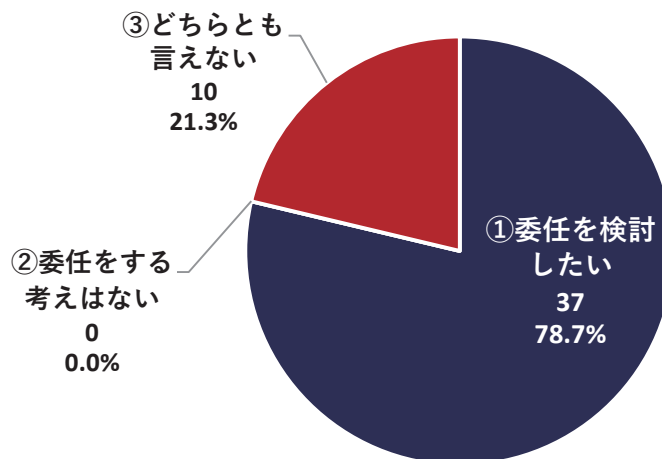
▶平均 5.7 種



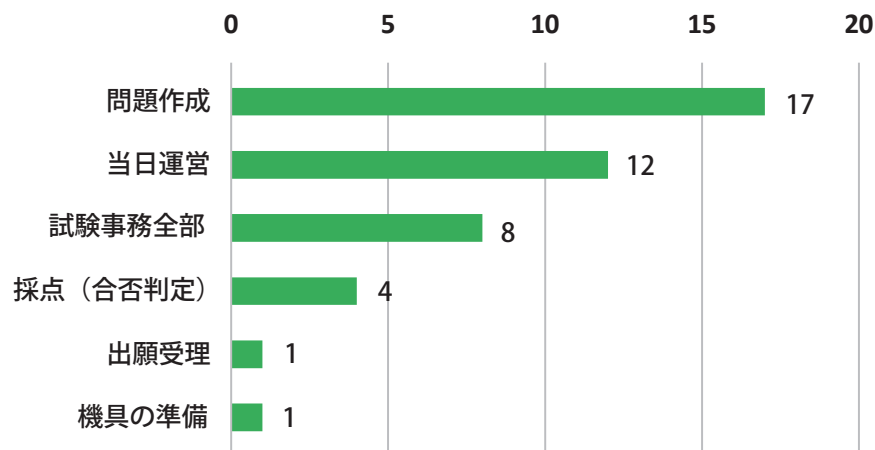
Q6 【6-1】 クリーニング師試験の全国統一化について（〇は1つ、n=47）



【6-3】 クリーニング師試験の試験事務の委任について（〇は1つ、n=47）



委任したい内容（複数回答／明確に書かれているもののみ）



第 2 部

クリーニング師試験 実施状況に関する視察報告

試験の全国統一についてはクリーニング事業者、都道府県、組合それぞれで賛成多数ではあるものの、現状の都道府県知事免許の場合、全国統一を達成するためには都道府県と個別に調整し、47 都道府県すべてから試験運営の委任を受ける必要がある。

令和 3 年度は、クリーニング師試験（学科・技能）の内容や運営の実態把握、都道府県担当者への試験委任に関するヒアリングを目的に 9 都府県を視察訪問し、試験準備や試験に立ち会い情報を収集した。

令和 3 年度クリーニング師試験視察先と試験実施状況

視察先	試験日程	技能試験
熊本県	令和 3 年 10 月 24 日（日）	・しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別（4 分） ・繊維の鑑別（3 分） ・薬品の鑑別（3 分） ・長袖ワイシャツ電蒸アイロン仕上げ（8 分）
大阪府	令和 3 年 10 月 31 日（日）	・繊維&しみ&薬品の鑑別（6 分） ・綿 100%長袖ワイシャツのスチーム式アイロン仕上げ（たたみまで、8 分）
広島県	令和 3 年 11 月 4 日（木）	・繊維の鑑別（3 分） ・綿 100%長袖ワイシャツのアイロン仕上げ（工業用アイロン、たたみまで、10 分）
兵庫県	令和 3 年 11 月 6 日（土）	・繊維&薬品の鑑別（4 分） ・綿 100%長袖ワイシャツのアイロン仕上げ（電気式家庭用アイロン／サーモスタット付き・スチームなし、たたみまで、10 分）
鹿児島県	令和 3 年 11 月 14 日（日）	・薬品の鑑別（6 分） ・繊維の選別（衣類 10 種類の洗濯方法、3 分） ・綿・ポリ混紡長袖ワイシャツのアイロン仕上げ（電蒸アイロン、たたみまで、12 分）
埼玉県	令和 3 年 11 月 18 日（木）	※試験委員へのヒアリングのみ ・繊維の識別 ・しみ抜き方法の鑑別 ・綿 100%長袖ワイシャツのアイロン仕上げ（焼きごて、9 分）

京都府	令和3年12月5日（日）	・繊維の鑑別（学科試験と同時実施で70分）、 ・綿100%無地長袖白カッターシャツ仕上げ （焼きごて、たたみまで、10分）
東京都	学科： 令和4年1月22日（土） 技能： 令和4年1月25日（火）	・繊維の鑑別&しみの鑑別とそのしみを落とすのに必要な薬品 の選択（5分） ・綿100%ワイシャツの一部分のアイロン仕上げ （電蒸アイロン／サーモスタット付き・スチームなし、5分）
秋田県	令和4年3月5日（土）	・繊維の鑑別（5分） ・ワイシャツ（ポリエステル65%綿35%）のアイロン仕上げ （電気アイロン／サーモスタット付き、12分）

試験担当者、現場組合担当者へのヒアリング

【要望関連】

- ・クリーニング師試験の平準化、統一化を図ることはとても大切。しっかり進めて欲しい。
- ・都道府県の担当者（責任者）から横断的に指定試験機関の確保、育成を厚生労働省にお願いをしている（ので頑張ってもらいたい）。
- ・全国統一を考えるなら事前にスケジュール化していく必要がある。都道府県での次年度予算の関係で早めに伝えていただかないとスムーズに移行できないので前広な連絡をお願いしたい。

【試験全般】

- ・設営を含めて、試験全般を組合にお願いしていることが多く、助かっている。
- ・クリーニング師試験の全国統一に賛成しているが、実際に現在の知事免許、知事試験での統一はかなりの困難を伴うのではないかと感じる。

【学科試験関連】

- ・学科試験では、令和3年度において「新型コロナウイルス感染症」に関する問題を作成した。

【技能試験関連】

- ・現在技能試験に使用している焼きごてアイロンの入手が不可能で、修理・メンテナンスも難しい状況になっている。
- ・綿100%で、白の、形状記憶でないワイシャツを確保することが大変難しい。他県の情報を教えて欲しい。
- ・左利きの受験者用のアイロンの設営をそれぞれの試験会場に対応していた（当日現場対応のケースがほとんど）。
- ・電気の容量の関係でアイロン技能試験の会場をすぐに手配するのは難しい（電気工事をしなくてはならない）。
- ・審査員の審査レベルをそろえることが難しい。審査当日も審査基準の擦り合わせを実施してもらっている。
- ・審査員の審査レベルを一定にすることが技能試験の一番大切なものの一つと認識している。
- ・繊維鑑別のための白布の手配が困難、手間である。
- ・湿し込みに関しては試験委員が湿し込んだものを持ち込むケースや、受験者が自ら行うケースがあった。
- ・技能試験前に試験委員によるデモンストレーションをするケースと、仕上り品を展示するケース等があった。

第 3 部

クリーニング師資格のあり方に関する
提言（最終答申）

クリーニング師資格のあり方に関する提言（最終答申）

クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会（以下、「本委員会」という。）は、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会（以下、「全ク連」という。）より諮問を受け、3年間にわたってクリーニング師資格の現状把握と課題抽出を目的に下記調査を実施し、これらを踏まえて協議を行ってきた結果、下記の通り提言を取りまとめた。

〔実施調査〕

- ①クリーニング師資格保有者への書面調査（令和元年10月実施／有効回答数：1,966）
- ②47都道府県への衛生主管部局への書面調査（令和3年1月実施／有効回答数：47）
- ③47都道府県組合への書面調査（令和3年10月実施／有効回答数：47）
- ④都道府県クリーニング師試験の試験実施（運営）の視察（令和3年度＜随時＞／実施件数：9）

1 提言＜最終答申＞

提言1

クリーニング師の責務を整理し直し、利用者利益の擁護や近隣への安全配慮等、追加する役割を明確にすべきである

理由

クリーニング師は、『公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者』^{（*1）}と定義されているが、平成16年改正でクリーニング業法に追加された利用者擁護規定（第3条の2）や、近年多発する新型コロナウイルス等による感染症リスクの拡大、さらには近隣への安全配慮や持続可能社会推進等にかかるクリーニング師の役割を明確にすべきである。

（*1）「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年厚生省環境衛生局長通知）より抜粋

提言2

**クリーニング師試験は、全国統一を図るべきである。
また、そのためにも資格を知事免許から厚生労働大臣免許に切り替えるべきである**

理由

- ①国家資格である以上、その取得に必要な知識、技能、さらには合格基準等に格差が生じるべきではない。
- ②また、全国統一化の早期実現、**提言1**のクリーニング師の役割の実効性担保のためにも大臣免許への切り替えは必須である。
- ③試験内容についても**提言1**のクリーニング師の役割に即した内容に変更すべきで、特に技能（実技）試験については抜本的な見直しが必要である。

2 クリーニング師の役割の明確化にかかる要望・提言

提言1

実現にむけた関係各所への要望

令和2年度 クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会報告書より再掲

厚生労働省への要望

衛生管理要領の改正等によるクリーニング師の役割の明確化

- 平成16年のクリーニング業法改正により追加された利用者擁護対策、新型コロナウイルスやその他の病原体による感染症など、近年多発し深刻化している感染症の拡大防止対策、更には近隣への安全配慮、持続可能社会実現に係る各種取り組み等、クリーニング所の実質的な現場責任者であるクリーニング師に求められる役割（責務）は増加の一途をたどっている。
- こうした社会背景等を踏まえ、「クリーニング所における衛生管理要領」の改正、もしくは生活衛生課長通知の発出等を行い、必要なクリーニング師の役割を明確にするよう要望する。なお、僭越ながら本委員会でまとめた衛生管理要領の改正試案を下記に示すのでご参照いただきたい。

「クリーニング所における衛生管理要領」改正試案

※赤字部分が追記・修正箇所

第3 管理

1 クリーニング師の役割

- (1) クリーニング業法に基づき、洗濯物の処理を行うクリーニング所に必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識及び技能等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。
- (2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めるとともに、3年を超えない範囲ごとに必ずクリーニング師研修を受講し、一層の衛生、洗濯処理等に関する知識、技能の向上に努めること。
- (3) 利用者利益の擁護を図るため、クリーニング事故の発生防止に努めるとともに、万が一事故が生じた際の対応責任者として原因究明を行い、利用者が不当に不利益を被る事態となることがないように努めること。
- (4) 感染症対策のため感染症に関する知識に精通するとともに、万が一リスクが発生した際は、適切な感染拡大防止対策を講じること。
- (5) 現場責任者として、日頃より労働災害発生防止、近隣環境への安全配慮、災害発生時の被害最小限化に努める（＝リスクアセスメントの実践）とともに、万が一リスクが発生した際に適切な指示・対応を実践すること。
- (6) クリーニング所における持続可能社会実現に係る環境保全対策、省資源化対策等の現場責任者として指導を行うとともに実践を推進すること。

クリーニング業界への要望

クリーニング師の役割・責務の周知と研鑽

- 全ク連は、一般社団法人クリーンライフ協会をはじめとする他のクリーニング事業者団体、関連団体等と連携し、クリーニング師の役割・責務について改めて業界内に周知徹底を図るとともに、その地位向上を図るためあらゆる方策を講じること。
- クリーニング師の役割の重要性を鑑み、業務従事クリーニング師が必ずクリーニング師研修を受講するよう強力に働きかけるとともに、全国生活衛生営業指導センターと連携を密にし、クリーニング師研修の内容充実には貢献していくこと。
- クリーニング師の役割が常に時代に即したものにアップデートされ続けるよう、社会背景、消費者ニーズ等を十分把握し、業界のコンセンサスを得た上で関係機関に働きかけを継続実施していくこと。

3 クリーニング師試験の全国統一化にかかる要望・提言

提言 2

厚生労働省への要望

- クリーニング師試験を全国統一化していただきたい。
- 全国一律に試験を実施できる指定試験機関の立上げが前提ではあるが、免許を知事免許から厚生労働大臣免許に切り替えていただきたい。

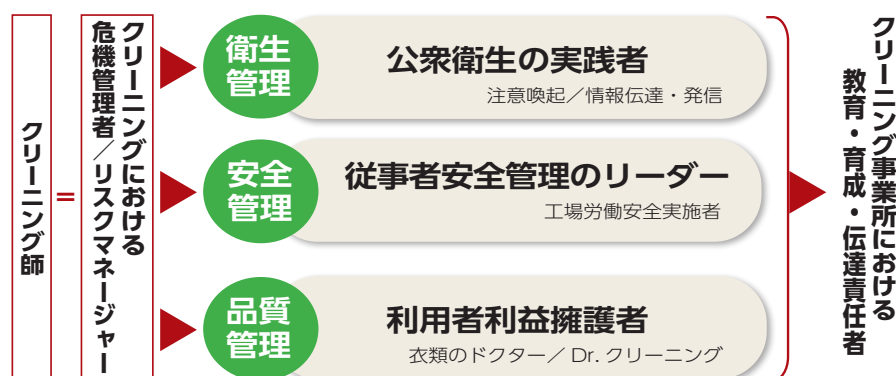
全国統一化すべき理由

- クリーニング師試験の全国統一達成にむけては、「クリーニング師が国民生活に必要で国民の生活衛生水準の維持向上に不可欠なものである」と位置づける必要がある。

令和元年度 クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会報告書より再掲

役割面 今後のクリーニング師資格の役割面における方向性

図表 3 危機管理者（リスクマネージャー）としての役割



クリーニング事業者と利用者、行政（法律）とのパイプ役としての役割



- 国民の生活、財産、生命を守るためにクリーニング師が必要である。

- ① クリーニングのプロフェッショナルとしての役割
- ② 利用者利益の擁護（消費者保護）
- ③ 感染症拡大に対する防波堤
- ④ 労働災害発生防止のための安全管理者
- ⑤ 環境保全、省資源化の対応

これらクリーニング師の役割を全うするためには、クリーニング師を地域差なく育成・管理する必要があり、だからこそクリーニング師試験は全国統一しなければならない。

- 国家資格であるにも関わらず、都道府県単位で試験が実施されているため、試験内容をはじめ、合格基準、受験料等が千差万別。そのため、合格しやすい地域とそうでない地域に色分けされており、合格しやすい地域に受験生が集中する傾向にある。
- 調査の結果、多くの試験実施主体である自治体自身が全国統一すべきと考え、また国に対して要望している背景があること。

大臣免許に切り替えるべき理由

- クリーニング師の地位向上、従事者の確保に資する。
- 公衆衛生関係でいえば理容師、美容師の資格制度において制度改正が行われ、大臣免許に改められている。
- 知事免許のまま試験事務や事務処理を実施すると、47 都道府県との調整が必要となり、あらゆる面で非効率が生じる。

提言

- 現行クリーニング業法下においてクリーニング師試験の全国統一を図るためには、**全国展開が可能な指定試験機関の設置**が一番現実的となる。現在、一般社団法人クリーンライフ協会がその任を担うための準備を進めているので、関係機関が一致団結してその早期実現に向けて協力体制を深化させる必要がある。
- 一般社団法人クリーンライフ協会が指定試験機関として認定を受けるタイミングに合わせて、関係各所において大臣免許への切り替えに向けた法改正の準備・調整を進めておくべきである。

■全国統一の考え方

全国統一にむけて上記の方法・課題が考えられる中で、令和4年度も都道府県の試験運営視察および試験委任に関する担当者へのヒアリングを継続し、大臣免許への切替えを第一としながらも、状況に則した統一化にむけた取組み方法の検討について厚生労働省と連携しながら協力体制を醸成していく。

＜参考＞ 全国統一に向けてのロードマップ

- ① 指定試験機関として（一社）クリーンライフ協会が指定を受ける
都道府県と個別に調整し、委託を受けたところから進める
- ② 「試験運営の一部委任可」とする枠組み
都道府県ごとに運営が異なることへの対応
- ③ 委任交渉の末、47 都道府県から委任
数年かけて完了する
- ④ 現行の都道府県知事免許から厚生労働大臣免許への切替え

アイロン技能試験の実施・継続については下記のとおり課題が挙げられている。技能試験の方法については技能試験の内容を筆記試験に落とし込む方法などが新たに提案された。また、技能の対象としてはアイロンではなく繊維鑑別を主体とすべきとの意見や、実施方法として技能試験を残した上でホームクリーニングとリネン等の職種別に技能の有無を分ける方法などが提案された。

- クリーニング師試験における技能試験についても本委員会では種々検討を重ね、令和2年度の報告書では「家庭用アイロンを用いて正しい手順でアイロン操作ができるかを確認する試験にすべき」との案を提示したが、その提案内容を含めてアイロン技能試験に関してクリーニング業界の意見が真っ二つに分かれており、その後の検討過程においても結論には至らなかった。
- アイロン技能試験必要論者の主張は、「アイロン掛けはクリーニング業の基本中の基本であり、たとえ機械仕上げが中心であっても最低限の基本は身につけておかねばならない」、とする意見が主流である。この考えを踏まえ、令和2年度の本委員会は「クリーニング師は品質管理の現場責任者として、仕上げ作業の基本的な操作技術・手順はしっかり把握し、必要に応じて従事者に指導教育すべき役割を担っている」、との観点からアイロン技能試験は継続実施すべきと示したところである。
- 一方、アイロンを用いた技能試験廃止論者は「仕上げ工程の機械化が進み実際の現場での使用機会が減少していること」「リネンサプライ業など業務にそもそもアイロンを用いない職種もあり、それらに従事しているものは高度なアイロンがけが基準の試験だと合格できない⇒結果としてアイロン技能のない自治体で受験している」等が論調となる。
- 現状、アイロン技能試験の運営に関しては、下記のような課題から実施が困難化し、他の技能試験に切り替える自治体が増加してきている。
 - ・業務用に用いられるアイロン（焼きごて）の確保が困難化している
 - ・蒸気を使用する場合、試験会場の設定が困難となってきた
 - ・審査（合格）基準が明確でない
 - ・アイロン掛け未経験者増加に伴う技能試験合格率の低下
- 全国統一化した場合、前記課題はより顕在化してしまう。

具体的には全国一斉に技能試験を実施する場合、400～500台のアイロンを揃える必要があり、管理費を含めて膨大なコストがかかり、結果として受験料が高騰する可能性がある。

筆記試験は全国一斉に同一日に開催し、技能試験は別日にいくつかの地域に分散させる方法も考えられるが、この場合も会場費が改めて必要となるなど、受験料増加は避けられない。
- 課題解消や運営の合理化等を考えると、アイロン技能試験を取りやめる方が現実的であるが、その場合は別途アイロン技能を担保する制度の創設が望まれる。

例えば、アイロン技能に特化したマイスター制度等を創設し、高い技能が認められた者には別途マイスターの称号を付与する等が考えられる。
- いずれにしても、関係する各所での引き続きの検討が望まれるところである。

参考

モデル試験問題作成分科会報告

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により改めて再認識された「公衆衛生」の重要性について、クリーニング師が担い手であることの自覚を持つことが今後一層大切になることから、本委員会ではモデル感染症対策試験問題の作成を検討することを令和元年度・令和2年度に提言している。

これを受け、令和3年度に組織したモデル試験問題作成分科会での検討内容について、以下のとおり報告する。

令和元年度 クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会報告書より抜粋

制度面

クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会 今後のクリーニング師資格の制度面における方向性（案）

1

First Stage 【短期的取組み】

安全安心の実践者
としての認識、
公衆衛生に
関する意識の強化

公衆衛生項目
に関する
プログラム化

研修科目および
試験科目に
感染症関連の知識

全国の自治体に向けて出題例などを通知・説明

モデル試験問題作成分科会（敬称略）

役 職	氏 名	所 属
委員長	相澤 好治	北里大学 名誉教授 ／クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会 委員長
委 員	篠田 純男	岡山大学 名誉教授 ／クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会 委員
	岩崎恵美子	株式会社健康予防政策機構 代表／医師 ／クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会 委員
	林 俊治	北里大学 医学部微生物学教授 ／クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会 委員
	小池 広昭	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 会長

議 題

クリーニング師試験科目に感染症関連の問題を取り入れることについて

- ・クリーニング師資格の現状について
- ・試験科目および研修科目に感染症関連知識の問題を必須化するための、感染症に関するモデル試験問題作成について

公衆衛生に関する項目をプログラム化し、クリーニング師の試験科目および研修科目の中に感染症の項目を必須化する方向性であることを確認。

具体的には、公衆衛生に関する試験問題の出題例を作成し、参考として全国の自治体の試験担当部署に通知・説明することが提案された。

意見・提案等

- ・他の国家資格試験のように出題基準等に関するガイドラインを整備し、それに基づき問題を作成するのが望ましい。
- ・ガイドラインとして整備すべき内容としては、以下の内容が挙げられた。

①出題基準の整備

出題元、問題数、過去問の割合等のルール作り。

②問題に用いる用語集の作成

用語の意味の定義、設問に使用可 / 不可の用語の設定、「まったく無い」「絶対」など例外を認めない表現や二重否定など文法的な禁忌、表記方法の統一、学術的に正しい用語であるかどうか、等の判断基準となるものが必要。

⇨ただし、学術的に正しくても業界での浸透度合いなど、クリーニング師にとって理解できる用語かどうかで回答に影響があるため注意が必要。

③出題形式の統一、問題文への回答方法の明記

医師国家試験などの場合、出題形式が統一されており、出題形式を統一することで問題を作成しやすく、集計も容易になる。

問題点

- ・都道府県が作成している試験問題は書籍「クリーニングの基礎知識」または過去問がベースとなっており、前述のようなルールに基づく出題が難しいのが現状。医師・薬剤師資格のようにクリーニング師むけの参考書を整備するのが望ましい。

まとめ

- ・現状の都道府県の実施する試験におけるモデル試験問題およびガイドラインと、今後試験を統一化した際のガイドラインを分けて議論する必要がある。
- ・都道府県ごとに実施されている試験むけに、問題作成時に注意すべきポイントをガイドラインとしてまとめ、出題例（サンプル問題2～3問）と一緒に行政に提示する。
- ・他の業種で参考にできる用語集・ガイドライン等があれば入手する。
- ・主な出題元となっているクリーニングの基礎知識の冊子の内容を委員にも確認してもらい、今後の問題作成に関する検討を行う。

分科会で検討した問題例と委員から指摘のあった箇所

※出題基準や出題形式などを整備する必要がある、修正が必要

Q 1) 次のうち、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる場面を記述したものはどれかをチェックしなさい。

- ☐ 飲酒を伴う懇親会など
- ☐ 家庭内での食事
- ☐ 同一グループ同一テーブルでの5人以上の会食
- ☐ マスクなしでの会話
- ☐ 互いに手を伸ばしたら届くような距離での会話
- ☐ 宅配荷物の受け取り
- ☐ 通勤や通学の電車内
- ☐ パチンコなどの遊技場
- ☐ 換気の悪い密閉空間
- ☐ 狭い空間での共同生活

→リスクの「高い・低い」の判断は主観が入る。人によって捉え方が変わり意見が分かれるような問題は避ける。

→Q 1は新型コロナウイルス対策に特化した問題で、一般的な感染症のリスク・対策には当てはまらない。

Q 2) 次の事項に最も関連するものを下記の語群から選び、そのアルファベットを解答欄に記入しなさい。

- ① 感染症発生時の流行防止対策
- ② 経口感染への対策
- ③ 飛沫を介する感染への対策
- ④ 宿主への感染対策
- ⑤ 感染症の国内侵入対策

A. 感染源の発見 B. 手洗いの励行 C. マスクの使用 D. 予防接種 E. 検疫法

→「感染源」という用語はどういう定義で用いられているか。「病原体」と「病原体を持っているヒト（感染者）」という2つの意味がある。

Q 3) 次の文章の（ ）にあてはまる語句を下記の語群から選び、そのアルファベットを解答欄に記入しなさい。

- ① クリーニング店における感染症対策として、感染拡大の原因が主に経口感染である感染症については、（ ）が予防策として効果がある。
- ② デング熱は（ ）を介して感染する。
- ③ 疾病の予防において、感染症に対する予防接種や消毒などは、（ ）にあたる。
- ④ 感染症の発生または流行には、感染源（病原体）の存在、感染経路の存在、（ ）の3要因が必要であり、このなかの1つでも欠けると感染症は発生しないことになる。
- ⑤ 感染経路には大きく区分して直接伝播と（ ）がある。

A. 蚊 B. マダニ C. ノミ D. うがい E. 手洗い F. 一次予防 G. 二次予防
H. 感受性のある個体（宿主） I. 非衛生な環境 J. 間接伝播 K. 非接触伝播

→Q 3・4の「デング熱」に関して、あまりクリーニング師には重要でない。ノロウイルスの方が注意すべき感染症と思われる。

Q 4) 次の文章のうち、正しいものには（ ）内に○印、誤っているものには×印を記入しなさい。

- ①（ ） クリーニング業においては、従業員の公衆衛生のみに気を付けていれば、感染症等の拡大を予防できる。
- ②（ ） ノロウイルスによる感染には、飲食物の摂取による感染のほかに塵埃（じんあい）に含まれる形で空中を浮遊したウイルスを吸入することで感染する場合もある。
- ③（ ） インフルエンザや新型コロナは感染力が強いため従事者が罹患した場合は症状がなくなるまで接客は控えるようにする。
- ④（ ） デング熱は通常蚊を介して感染するが人から人へも感染する。
- ⑤（ ） 経口感染により拡大する感染症の予防策としては、「手洗い」が有効である。

→Q 4・5「新型コロナ」という表記は正式名称ではない。「新型コロナウイルス」「新型コロナウイルス感染症」といった表記にする。

また、微生物名と感染症名を混同しないよう注意する。

インフルエンザ……………病名、対になるのは新型コロナウイルス感染症

インフルエンザウイルス……微生物名、対になるのは新型コロナウイルス

Q 5) 次のうち、感染性疾患に関する記述として、正しいものはどれか。

- ① 感染経路の種類は直接伝播と間接伝播に大別でき、媒介動物感染は直接伝播になる。
- ② 感染経路のうち空気感染には飛沫核感染、飛沫感染、塵埃感染がある。
- ③ 感染症は、その病原体により分類されるが、インフルエンザ、新型コロナ及び結核はいずれもウイルスによるものである。
- ④ インフルエンザや新型コロナのワクチン接種は、感染後に発症する可能性を減らす効果と発症した場合の重症化防止に有効であるといわれている。
- ⑤ 感染症に感染していても症状がない人は、病原体の増殖が抑えられているため、感染が広がる可能性はない。

→「空気感染」と「飛沫核感染」はほぼ同義語。空気感染の定義によるが、こういったものは用語集での定義が必要。言葉によっては「広義ではこういう意味だが狭義ではこういう意味になる」というものもあるので、混乱を招く理由の一つになる。

→「塵埃感染」という用語は、日本環境感染学会の院内感染対策としては使用しない用語。ただしクリーニングの場合、衣類から出た繊維くずのリスクがあるため注意が必要。

→出題形式について、設問案はすべて記述式ではない、いわゆる客観式になっているが、回答方法がQ 1のチェック方式やQ 2・3の①～⑤とA～Eの組み合わせ方式等、で統一されていない。
また、一つの項目に対し語群から一つ選択し対応させる「1対1対応」等、問題に回答方式を明示する必要がある。

クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会（敬称略）

役職	氏名	所属
委員長	相澤 好治	北里大学 名誉教授／クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会 委員長
委員	篠田 純男	岡山大学 名誉教授／クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会 委員
	堀江 裕	学識者（元厚生労働省 生活衛生課長）
	岩崎恵美子	株式会社健康予防政策機構 代表／医師 ／クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会 委員
	長見萬里野	一般財団法人日本消費者協会 相談役
	伊東 明彦	公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 専務理事
	佐野 等	一般社団法人日本リネンサプライ協会 専務理事
	大月 武	一般社団法人日本病院寝具協会 専務理事
	五十嵐素一	株式会社白洋舎 代表取締役会長
	高木 健志	全国クリーニング協議会 会長
	西川 芳雄	日本クリーニング生産性協議会 理事長
	中村美和子	特定非営利活動法人日本繊維商品めんてなんす研究会 理事長
	友田 直樹	日本クリーニング用洗剤同業会 会長代行
	近藤 美文	一般社団法人日本衣料管理協会 事務局長
	小池 広昭	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 会長
	伊澤 勝令	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 副会長

（所属・肩書は令和4年3月現在）

<発行> 令和4年3月
<制作・著作> 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
〒160-0011 東京都新宿区若葉 1-5
全国クリーニング会館
電話 (03) 5362-7201
H P <https://www.zenkuren.or.jp>

※本誌の転載・複製・借用・放映を禁じます